

## 平成16年度第2回北海道入札監視委員会審議概要

開催日及び場所 平成16年11月16日(火) 道庁別館12階共用B会議室

委員 伊藤 隆道(弁護士)  
笠原 篤(北海道工業大学教授)  
梶井 祥子(北海道武蔵女子短期大学助教授)  
高井 哲彦(北海道大学大学院助教授)  
花岡 英司(公認会計士、税理士)

### 議事等

#### 報告事項

- (以下の事項について事務局から説明)
- ・平成16年度入札結果に関する状況(6月末)
  - ・入札制度等の改正状況
  - ・談合情報への対応(10月末)

#### 抽出案件の審議 総件数 4件

(胆振支庁)

- ・泉2の沢火山地域防災機能強化総合治山工事 [地域限定型一般競争]
- ・森林管理道礼文チャス線開設工事 [簡易公募型指名競争]

(日高支庁)

- ・農地災害復旧平取地区3工区 [指名競争]
- ・中山間三石地区1工区 [簡易公募型指名競争]

委員からの意見・質問、それに対する回答は別紙のとおり

#### 意見交換

(協議事項と主な意見など)

今日の審議結果について

- ・時間的に今回以上に審議件数を増やすことは難しいが、現行の単発の工事ごとの審議では内容的にも限界があり、時系列で見るとか、同一時期の同一内容の工事を比較して見るとか、審議方法に工夫が必要である。
- ・落札率以外の別の指標を考えてみてはどうか。

現地調査の結果について

- ・落札率が高く入札額の幅が狭い契約が各地で見られる。
- ・多様な入札方式が必ずしも競争性の拡大に繋がっていないと思われる。地域要件の拡大など入札参加者を増やす工夫が必要である。

談合情報対応手続について

- ・現行の手続において、「談合の事実が確認できない」と結論付けているものの中にも、グレーに近いものも含まれている可能性がある。権限的に難しい面もあるが、表現の方法など工夫できないだろうか。

今後の日程等について

- ・次回、第3回の定例会は2月の上旬か中旬に開催する。

意見・質問等	回答
<p>(胆振支庁)</p> <p>泉2の沢火山地域防災機能強化総合治山工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高入札額と最低入札額の幅が狭く、不自然である。また、一般競争入札にもかかわらず、落札率が高い。</li> <li>・公募要件で、森林土木工事の実績を求めているが、治山と林道では性格が違うのではないか。</li> <li>・工事ランクごとに入札方法や地域要件が決まっている、同じ顔ぶれの業者しか集まらないようになっているのではないか。</li> </ul> <p>森林管理道礼文チャス線開設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JVは1企業で何回結成できるのか。</li> </ul> <p>林道工事なのに、多くの企業が治山工事を類似工事として出している。類似工事実績の求め方が違うのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性を確保すると言うのであれば、道路工事の実績でよいのではないか。</li> <li>・類似工事実績の求め方について、必要な技術要件というものが精査されていない感じがする。</li> </ul> <p>(日高支庁)</p> <p>農地災害復旧平取地区3工区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の指名競争入札にする場合と、多様な入札にする場合があるが、全道的な統一基準はないのか。</li> </ul> <p>先日の台風のように、道路に木が倒れて、直ぐに撤去しなければならないという場合は、どう対応するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この工事は、災害復旧で早急な対応が必要ということで、通常の指名競争入札でやったのか。災害復旧工事は全て通常の指名競争入札でやるのか。</li> </ul> <p>中山間三石地区1工区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要件が日高、上川、十勝、胆振と広いのに、応募業者が少ない感じがする。管外業者も苫小牧と帯広の2社だけである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまでも入札の結果と考えている。</li> <li>・間口を広くして、できるだけ応募しやすくと考え、森林土木の経験があればよいとした。</li> <li>・道から基準が示されており、それにしたがってやっている。</li> <li>・森林土木では、1支庁につき2組まで結成できる。</li> <li>・競争性を確保する意味から、林道工事に限らず、同じ森林土木工事である治山工事まで要件を広げている。</li> <li>・林道工事では、山に精通していることが重要であり、森林土木の実績としている。</li> <li>・統一基準はない。多様な入札方式による発注を基本にしており、通常の指名競争入札は、災害復旧など早急な対応が必要な場合や、工期的制約から公募期間がとれない場合などに限られる。</li> <li>・毎年、緊急対応業者というのを予め決めており、そこと随意契約することとなる。</li> <li>・本工事は、昨年の台風10号災害の復旧工事である。昨年の復旧工事は緊急性があり、全て通常の指名競争入札とした。本工事は、工事場所が河川沿いの農地で、河川側の復旧工事の工程決定の遅れと、農家の作付けの関係から、公募期間がとれず通常の指名競争入札とした。</li> <li>・日高支庁を契約履行可能地域としている建築Aの業者は、この4支庁で70社程いるが、公募に際し10社が応募したものの。</li> </ul>